福井県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)

(令和6年4月~令和7年3月31日まで)

1 背景及び目的

福井県では、山地から連続した森林がない地域を除き、イノシシはほぼ県下全域に安定的に生息している。イノシシによる農業被害額は、被害全体の約5~9割を占め、農山村地域の農業振興を図る上で大きな障害となっている。また、農業被害だけでなく、道路や線路への侵入による衝突事故や、住宅の石垣の破壊、掘り起こしといった生活環境被害も発生している。

こうした状況のもとイノシシの健全な個体群の安定的維持を図りつつ、イノシシによる農業被害、生活環境被害を防止・軽減するため、イノシシの生息および被害の状況等を把握しながら、個体数管理・被害防除対策・生息地管理を総合的、計画的に実施することを目的に平成22年10月に「福井県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)」を策定し、狩猟期間の延長や特例休猟区の設定など、個体数低減に向けた取組みを進めてきた。計画策定以降、捕獲と防護柵の設置を推進することで農作物被害は減少してきており、現行の第3期第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)では、イノシシによる農業被害面積を、52.4ha(過去最低水準)以下に抑えることを目標とし、農地・集落とその周辺や里山に生息する加害個体を対象とした集中的な捕獲を継続している。

しかしながら、令和元年7月上旬以降、県内でのイノシシへの豚熱(CSF)感染が継続的に確認され、同年7月末と8月には2件の養豚場で豚への感染が確認された。イノシシを介した飼養豚への豚熱感染リスクを低減させるために、福井県では有害捕獲の強化を行っているが、豚熱に感染したイノシシは、養豚場周辺を含め、嶺北地域を中心に継続的に確認されており、養豚場周辺での重点的な捕獲が必要と考えられる。このため、既存の有害鳥獣捕獲に加え、養豚場への豚熱感染を防止することを目的に、養豚場周辺の山間部において、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間	
丹生山地南部区域	令和6年4月~令和7年3月31日	
	(うち、捕獲作業を行う期間)	
	令和6年6月~令和7年1月31日	
経ヶ岳山麓区域	令和6年4月~令和7年3月31日	
	(うち、捕獲作業を行う期間)	
	令和6年6月~令和7年1月31日	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
丹生山地南部区域	越前市安養寺町お	当該区域は、県内でも	
	よび周辺地域	捕獲数や農業被害面	
		積が多い丹南地区に	
		位置する。また、区域	
		内には養豚場が2軒存	
		在し、豚熱対策として	
		捕獲が必要とされて	
		いる。	
経ヶ岳山麓区域	勝山市平泉寺町、大	当該区域の周辺部に	国有林
	野市南六呂師およ	は養豚場が存在する	
	び周辺地域	ため、豚熱対策として	
		の捕獲が必要とされ	
		ている。	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
丹生山地南部区域	50 頭	
経ヶ岳山麓区域	50 頭	

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	
	わな猟(くくりわな、はこ	くくりわな約4,500台日	
丹生山地南部区域	わな) 及び銃猟 (止めさし	はこわな約 5,900 台日	
	に限る。)		
	わな猟(くくりわな、はこ	くくりわな約 5,800 台日	
経ヶ岳山麓区域	わな) 及び銃猟 (止めさし	はこわな約 5,500 台日	
	に限る。)		

② 作業手順

1 事前調査

事業の受託者は、安全管理のため対象となる場所への地域住民や一般人の立ち入りの状況を把握する。また、わな捕獲に適した場所等を把握する。

2 業務計画書の作成

受託者は捕獲の実施にあたり業務計画を作成する。提出された計画をもとに発注者と協議の上、捕獲を行う。業務計画には以下の事項を記載する。<記載項目:業務の概要、業務の 実施位置及び方法、使用する機材、捕獲方法や作業の詳細、必要な申請及び協議計画、安全 管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画>

3 関係者との調整

実施場所や期間、注意点について関係地方公共団体との協議や利害関係者への意見聴取を 行う。また、土地所有者や管理者には、事業実施前に周知を行う。

4 安全管理

捕獲実施期間および場所について、関係者への周知を行う。周知は発注者および受託者が協議の上、実施者や方法について決定する。捕獲期間の事前に受託者に安全管理体制の構築を指導する。受託者は緊急連絡体制の整備を行う。捕獲を実施するときは、標識(わなの場合)および注意看板を設置する。止め刺しは安全管理のため、複数人で実施する。

5 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体は法令に従い、適正に処理する。捕獲個体の処理方法は発注者が調整の上、指示する。

6 錯誤捕獲への対応

錯誤捕獲が発生した場合の対応は、事前に発注者と受託者で協議を実施して獣種に応じた 対応を決定する。特にツキノワグマの錯誤捕獲が発生した場合は、受託者は遅滞なく行政担 当者に連絡を行う。また、捕獲個体に不必要な接近をせず、周辺への立ち入りを防止する等 安全管理に努める。

7 捕獲情報の収集

受託者から捕獲個体の写真を証拠として収集する。性齢クラスなど個体情報を収集する。 毎日作成した作業日報を収集する。

8 評価

事業評価のため、捕獲事業終了後、捕獲記録票、日報から算出した捕獲効率、努力量等や 目標頭数の達成割合から事業の評価を行う。

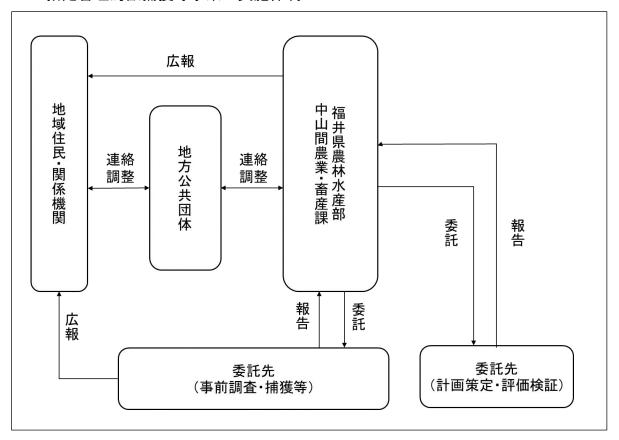
(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

放置しない。

(3) 夜間狩猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



8 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者および捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握する。また、県、市町、捕獲従事者、地域住民、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。 捕獲作業中は実施場所の要所に人目に付くように注意喚起の看板を設置する。わな捕獲を実施する際は、わな1台ごとに注意看板を設置する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

わな捕獲個体の止め刺しの際に、発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏 の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、委託先の業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。

(3)地域社会への配慮

イノシシの適正な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。また、地元住民の生活への影響を最低限にするために、車両の通行や駐車、行動等に十分に注意して事業に従事する。



